

様式 1

事業報告書

(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人社団 至空会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 静岡県浜松市浜北区中条 1844 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 5 年 5 月 1 日

(4) 設立登記年月日 平成 5 年 5 月 1 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	大嶋 正浩	メンタルクリニック・ダダ 管理者
理 事	清水 健次	ダダ第 2 クリニック 管理者
同	塚田 智隆	
同	大場 義貴	
同	川嶋 章記	
同	岸 直樹	
同	濱島 努	
同	青山 美紗子	
同	今木 顕志	
同	野呂 耕助	
同	金田 祥史	
同	大嶋 繭子	
監 事	蓮池 正博	

注) 1. 社会医療法人、特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 47 条第 1 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 49 条の 4 参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	メンタルクリニック・ダダ	静岡県浜松市浜北区中条 1844 番地	0 床
診療所	ダダ第 2 クリニック	静岡県浜松市中区神田町 503 番地	0 床

- 注) 1. 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 42 条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
地域活動支援センター だんだん	静岡県浜松市北区三幸町 201-4 番地	
障害者就業・生活支援センター だんだん	同 上	
特定相談支援事業、一般相談支援事業、障害児相談支援事業 だんだん	同 上	
多機能型事業所 だんだん	同 上	
多機能型事業所 ひだまりのみち	静岡県浜松市東区中郡町 474 番地	
多機能型事業所さんぽみち	同 上	
浜松市障害者就労支援事業所 ふらっと	同 上	
共同生活援助 ぐるぐる サテライト	静岡県浜松市中区曳馬 2-8-20-1 番地 静岡県浜松市中区上島 3 丁目 34-1 ベルトピア上島 303 号室	
同 上 ぶれす	静岡県浜松市中区鴨江 1 丁目 46-7	
同 上 ぷりんはうす サテライト	静岡県浜松市浜北区中条 1844 番地 静岡県浜松市浜北区中条 324-1 YUYU ハイッ 303 号室	

同上	あくあ	静岡県浜松市中区佐鳴台 3-50-27 シャトーカネセン 105・205 号室	
----	-----	--	--

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3 年 5 月 28 日 令和 2 年度決算の決定・土地家屋遺贈及びグループホーム移転の承認・役員報酬の承認

令和 4 年 2 月 18 日 令和 4 年度事業計画及び収支予算の決定・保育所等巡回支援について

様式2

法人名 医療法人社団 至空会

※医療法人整理番号

所在地 浜松市浜北区中条1844番地

財 産 目 録

(令和 4年3月31日現在)

1. 資 産 額	753,141	千円
2. 負 債 額	259,227	千円
3. 純 資 産 額	493,914	千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分		金 額
A 流 動 資 産		347,534
B 固 定 資 産		405,607
C 資 産 合 計	(A + B)	753,141
D 負 債 合 計		259,227
E 純 資 産	(C - D)	493,914

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人社団 至空会

※医療法人整理番号

所在地 浜松市浜北区中条1844番地

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	347,534	I 流動負債	86,339
II 固定資産	405,607	II 固定負債	172,888
1 有形固定資産	279,014	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	13,410	負債合計	259,227
3 その他の資産	113,184	純資産の部	
(うち保有医療機関債)		科目	金額
		I 出資金	38,000
		II 積立金	455,914
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	493,914
資産合計	753,141	負債・純資産合計	753,141

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 至空会
理事長 大嶋 正浩 殿

私は、医療法人社団 至空会の令和 3 会計年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和 4 年 5 月 28 日

医療法人社団 至空会

監事 蓮池正博 